

平成 22 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
外部監査の結果及び意見の要約

平成 23 年 1 月

川崎市包括外部監査人

丸山 邦彦

目 次

| | |
|---------------------------------------|---|
| 第1 外部監査の概要 | |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件 | 1 |
| 3. 監査の視点 | 1 |
| 第2 外部監査の結果及び意見 | |
| I. 公営保育所の民営化推進について | 2 |
| (1) 民営化対象保育所の決定 (監査意見) | |
| (2) 建替えによる民営化の応募法人数 (監査意見) | |
| (3) 建替えによる民営化の運営法人選考基準 (監査意見) | |
| (4) 外郭団体等の応募に係る選定 (監査意見) | |
| (5) 公表されている主な指定管理者選定理由 (監査意見) | |
| (6) 事業経費・人件費に係る選定基準における判断方法 (監査意見) | |
| (7) 市有地貸与型における応募団体数 (監査意見) | |
| (8) 市有地貸与型における募集要項の記載 (監査意見) | |
| (9) 民営化前後でのコスト比較 (監査意見) | |
| (10) 民営化と園舎の建替コスト (監査意見) | |
| (11) 民営化と保育所の定員増加 (監査意見) | |
| (12) 民営化と延長保育 (監査意見) | |
| (13) 民営化と休日保育・一時保育 (監査意見) | |
| (14) 保育の質の評価基準 (監査意見) | |
| (15) 民営化推進のあり方 (監査意見) | |
| II. 指定管理委託料の実態について | 5 |
| (1) 指定管理化によるコスト削減 (監査意見) | |
| (2) 高コスト構造の運営 (監査意見) | |
| (3) 経費見積額、予算額及び決算額の乖離 (監査意見) | |
| (4) 人件費支出の減額 (監査意見) | |
| III. 認可保育所の収支管理について | 7 |
| (1) 公営保育所における保育所別の収支管理 (監査意見) | |
| (2) 民営保育所における保育所別の収支計算書・財務報告分析 (監査意見) | |
| IV. 保育事業における委託業務について | 7 |
| (1) おなかま保育室に係る一括業務委託 (監査意見) | |
| (2) おなかま保育室に係る上限を超えた委託料の支払い (監査の結果) | |
| (3) おなかま保育室の委託料に係る精算報告とチェック体制 (監査の結果) | |
| (4) おなかま保育室の定員超過と実績報告 (監査の結果) | |

| | |
|---------------------------------------------|----|
| (5) 給食調理業務委託における精白米の管理 (監査の結果) | |
| (6) 給食調理業務委託における乳児用ミルクの管理 (監査意見) | |
| (7) 公営保育所の一般廃棄物排出量の測定 (監査意見) | |
| (8) 乳幼児健康支援一時預かり事業に係る委託料の精算及び報告書の提出 (監査の結果) | |
| (9) 民営化に係る引継準備用消耗品等関連委託料の範囲及び精算 (監査意見) | |
| (10) 引継準備消耗品等と引継後使用する消耗品等の区分 (監査の結果) | |
| V. 保育事業における扶助費及び補助金について | 9 |
| 1. 扶助費 | 9 |
| (1) 民間保育所第2運営費に係る実績報告 (監査意見) | |
| (2) 地域保育園援護費における児童援護費の根拠データの確認 (監査の結果) | |
| (3) 地域保育園援護費における施設賠償責任保険の根拠データの確認 (監査の結果) | |
| (4) 施設賠償責任保険に係る地域保育園援護費の要綱上の記載 (監査意見) | |
| (5) 地域保育園援護費における多子減免加算の実績確認 (監査意見) | |
| (6) 地域保育園及び認定保育園に対する支援のあり方 (監査意見) | |
| 2. 補助金 | 10 |
| (1) 休日保育事業補助金に係る利用児童名簿の正確性の確認 (監査の結果) | |
| (2) 休日保育事業に係る実績報告書の正確性の確認 (監査の結果) | |
| (3) 一時保育事業に係る補助金の余剰等の取扱いの明確化 (監査の結果) | |
| (4) 一時保育事業補助金の基本補助額の交付申請に際し添付する書類 (監査意見) | |
| (5) 一時保育事業補助金の支給時期 (監査の結果) | |
| (6) 補助金支給に係る執行体制の強化 (監査意見) | |
| (7) 職員給与改善費の対象範囲 (監査意見) | |
| VI. 認可保育所の保育料について | 12 |
| (1) 保育料の設定の見直し (監査意見) | |
| (2) 保育料の収納強化 (監査意見) | |
| (3) 滞納者に対する財産調査の拡充 (監査意見) | |
| VII. 認可保育所の入所選考について | 13 |
| (1) 就労先内定者と育児休暇後職場復帰予定者のランクの相違 (監査意見) | |
| (2) 居宅内就労者と居宅外就労者のランクの相違 (監査意見) | |
| VIII. 認可保育所職員の状況について | 13 |
| (1) 認可保育所の職員構成 (監査意見) | |
| (2) 勤務ローテーションの勤怠システムへの反映 (監査の結果) | |
| IX. 認可保育所職員に対する研修について | 14 |
| (1) 必修研修のフォロー (監査意見) | |
| (2) 職員別研修履歴の把握 (監査意見) | |
| (3) 民営保育所運営団体の研修状況の把握 (監査意見) | |

| | |
|--------------------------------------------|----|
| (4) 臨時職員向けの研修 (監査意見) | |
| X. 保育事業における資産管理について | 15 |
| (1) 行政財産から普通財産への変更処理の漏れ (監査の結果) | |
| (2) 備品の実地棚卸方法の見直し (監査の結果) | |
| (3) 公営保育所における備品の廃棄申請手続きの不備 (監査の結果) | |
| (4) 指定管理への移行時における備品の引継ぎ手続きの不備 (監査の結果) | |
| (5) 建物の老朽化に対する安全対策 (監査意見) | |
| (6) 安全点検チェック表の活用 (監査の結果) | |
| X I. 保育所運営におけるモニタリングについて | 16 |
| (1) 公営保育所に係る指導監査体制 (監査意見) | |
| (2) 民営の認可保育所及びその運営主体の財務内容の確認 (監査意見) | |
| (3) 民営の認可保育所に係る指導監査体制 (監査意見) | |
| (4) 認可保育所に係る指導監査結果の指示方式 (監査の結果) | |
| (5) 認可保育所に係る指導監査結果の活用 (監査意見) | |
| (6) 認可外保育施設及びその運営主体の財務内容の確認 (監査意見) | |
| (7) 認可外保育施設に係る立入調査体制 (監査意見) | |
| (8) 認可外保育施設に係る改善指示事項の開示方法等 (監査意見) | |
| (9) 第三者評価の参加推進 (監査意見) | |
| (10) 第三者評価結果の適時開示 (監査の結果) | |
| (11) 第三者評価結果の活用 (監査意見) | |
| X II. 待機児童について | 18 |
| (1) 認可保育所の整備計画の再考の必要性 (監査意見) | |
| X III. 多様な保育事業について | 18 |
| (1) 2時間延長保育の整備 (監査意見) | |
| (2) 休日保育事業の整備 (監査意見) | |
| (3) 一時保育事業の整備 (監査意見) | |
| (4) 特別保育に対する需要の把握・事業効果の検証 (監査意見) | |
| (5) 多様化する保育ニーズへの対応における市の役割 (監査意見) | |
| (6) 認可保育所及びおなかま保育室とかわさき保育室の保育料格差の軽減 (監査意見) | |
| (7) かわさき保育室の事業運営状況の把握 (監査意見) | |
| (8) おなかま保育室とかわさき保育室の今後のあり方 (監査意見) | |
| (9) 認定保育園及び地域保育園運営事業者の経験等の活用 (監査意見) | |
| (10) 家庭保育福祉員制度の整備運用 (監査意見) | |
| X IV. 地域療育センターの管理運営について | 20 |
| (1) 地域療育センターの専門医の配置と施設整備の推進 (監査意見) | |

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

保育事業及び地域療育センターの管理運営に関する事務の執行

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

川崎市においては、大規模住宅開発や中高層のマンション等が増えており、20歳代から40歳代の若い世代の転入が増えていることを要因として、就学前児童が増加している。これに伴い、認可保育所入所児童や、認可外保育施設等入所児童などに関する市の保育事業費も、平成21年度予算で217億20百万円であり、前年度と比較して9億46百万円増加している。

市は、高まる保育需要に対応するため、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」の保育所整備目標量等を見直し、平成22年3月に「保育緊急5か年計画（改訂版）」を策定したところであるが、今後の市の保育施策の方向性を示すために、「(仮称)新・保育基本計画」を平成22年度末に策定予定である。

また、市においては、子どもの総合的な相談・支援として、障害児の発達支援を目的とした地域療育センターを有しており、療育支援の充実に向けた施策を展開しているところである。

そこで、市の重点施策であり、予算額も急増し、また市民の関心が高い保育事業及び、障害児の発達支援を目的とした地域療育センターを対象とし、川崎再生フロンティアプラン第2期実行計画における「多様な保育の充実」及び「障害児の発達支援の推進」について、支出の経済性、効率性及び有効性が図られているかどうかは、市民の関心が高いものと考え、特定の事件として選定した。

(3) 外部監査対象年度

原則として、平成21年度。必要に応じて、他の年度についても監査対象とする。

3. 監査の視点

保育事業及び地域療育センターの財務に関する事務の執行及び管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、また、保育事業及び地域療育センターが経済的・効率的・効果的に運営されているかという視点で監査を実施した。

第2 外部監査の結果及び意見

本概要版においては、平成22年度包括外部監査の結果に関する報告書に示した外部監査の結果及び監査意見を要約して記載している。

I. 公営保育所の民営化推進について

(1) 民営化対象保育所の決定（監査意見）（報告書63頁）

どの保育所を民営化の対象にするかについては、目安となる基準として特別保育の利用見込み、継続的な保育需要、建物整備の可否が挙げられているが、具体的な基準について市では特に文書で定めていない。民営化される保育所の保護者にとっては、なぜ自分の子どもが通う保育所が民営化の対象となり、他の保育所が対象とならなかったのかについて、一番に疑問に思うことである。したがって、市としても保護者が理解できるよう、より合理的な説明を交えて回答することにより、民営化をスムーズに進めることが望まれる。

(2) 建替えによる民営化の応募法人数（監査意見）（報告書68頁）

建替えにより民営化される保育所の運営法人選考について、過去の選考の約半数について応募法人が1法人のみである。また、応募法人が複数であっても、最大で3法人となっている。市でも、応募できる社会福祉法人の範囲を拡大させることにより対応を図っているが、これまでの応募法人数の推移を見る限りでは、その効果はまだ出ていない。したがって、応募法人が増えない別の理由があるはずであり、応募法人が増加するような方法を検討すべきである。また、今後建替えに係る国からの補助金の要件が社会福祉法人に限定されなくなった際には、応募団体の要件を柔軟に見直すべきである。

(3) 建替えによる民営化の運営法人選考基準（監査意見）（報告書69頁）

「保育所設置・運営法人等選考委員会」における運営法人の選考において、評価項目及び標準点と加点・減点の目安は整備されているが、一部の項目においてどの程度のレベルであれば標準点に相当するか明確でないと思わせる評価項目が存在した。項目によっては絶対的な基準を設けることは難しい面もあるが、財務状況など数値化できる項目については可能な限り数値化し、選考の透明性を高めることが望まれる。

(4) 外郭団体等の応募に係る選定（監査意見）（報告書74頁）

平成21年3月時点において、指定管理者を選定する際の選定委員会のメンバーが市の職員であることを考えると、市の外郭団体が応募している場合には、一般論として本当に公平な選定が行われたのか疑問を生じさせるおそれがある。したがって、公営と同様であると見られる市のOBが所属する外郭団体も応募対象とするような運営団体の選定については、より慎重に選定を

行い、透明性を高めることが望まれる。なお、選定委員のメンバーという点については、現在は市の職員ではなく外部の者で構成されており、より透明性を高める対策が図られているとのことである。

(5) 公表されている主な指定管理者選定理由 **(監査意見)** (報告書 80 頁)

主な指定管理者選定理由は、市のホームページ上で公表されているが、現状の記載内容では、選定対象となった団体間の違いが読み取れない。選定されなかった法人名も公表していることから、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、具体的に記載することが困難かもしれないが、可能な範囲で選定理由の記載内容を明確にすることが望まれる。

(6) 事業経費・人件費に係る選定基準における判断方法 **(監査意見)** (報告書 80 頁)

コスト低減を測る基準として、指定管理予定者選定基準に事業経費・人件費の項目があるが、そのうち一部の項目は職員の確保に関する項目である。また、今回閲覧した選定委員会の議事録において、経費見積りの適切性やコスト削減効果について意見交換しているような節は見当たらず、提示した経費見積り金額の安さが高得点につながる訳でもないため、効率的な運営を行う応募者の努力が反映されにくい結果となっている。確かに、民営化するに当たって、いわゆる保育の質に関連する項目も重要であるが、コスト面の効果も無視してよいものでもない。したがって、事業経費・人件費の項目では、よりコスト面に重点を置いて判断することが望まれる。

(7) 市有地貸与型における応募団体数 **(監査意見)** (報告書 85 頁)

市有地貸与型による民設民営保育所の運営団体選定について、過去3年間の選定の半数以上について応募団体が1団体のみである。これは、市有地を無償で貸与するため、市の制度上社会福祉法人に限定されていることもあるが、社会福祉法人からの応募自体が増加していないからである。したがって、市有地貸与型の民設民営においても、応募団体を増加させる方策を検討するべきである。

(8) 市有地貸与型における募集要項の記載 **(監査意見)** (報告書 85 頁)

宮内地内保育所及び木月伊勢町地内保育所の市有地貸与型による保育所の運営団体選定について、応募できる社会福祉法人が「川崎市内に本部を置く保育事業未実施の社会福祉法人又は川崎市の保育施策に貢献がある者が中心となって設立する市内に本部を置く予定の新設社会福祉法人」と限定されていたが、どのような行為が貢献にあたるのかが不透明である。保育を必要としている市民にとっては、少しでも良い運営を行う団体に保育所を運営してもらいたいと考えているはずであるため、募集段階で応募する社会福祉法人を限定しているととられかねない募集要項は避けることが望ましい。

(9) 民営化前後でのコスト比較 **(監査意見)** (報告書 88 頁)

民営の保育所は、概算的には園児一人当たりの市負担額が 738 千円であり公営 1,401 千円の約半分となっている。民営化によってより効率的な保育所運営がなされることを正確に把握するため、個々の保育所ごとに民営化前後でのコスト比較を行うことが望まれる。そのためには、公設公営の保育所について、保育所ごとの収支管理を行うことが前提となる。また、苦しい市の財政状況を勘案すれば、保育の質を落とさない範囲で市負担の保育所運営コストを縮減していくことは合理的であると思われる。そのため、保育所運営コストの面からは、民営化を推進していくことが望ましい。

(10) 民営化と園舎の建替コスト **(監査意見)** (報告書 92 頁)

市の公営保育所のほとんどは昭和 40 年代から 50 年代に建設されたものが多いため、園舎の老朽化が進んでいる。民営化に際して園舎の建替えを行う場合は建替費用の市負担額の一部について国や県から補助金が交付されるため、民営化することによって市負担の園舎の建替コストが抑えられ、より早期に、より多くの園舎の建替えが行われるのであれば、民営化を推進していくことが望ましい。

(11) 民営化と保育所の定員増加 **(監査意見)** (報告書 94 頁)

市内の保育ニーズは年々高まっており、待機児童の問題も相当に深刻なものとなっている。そのような事情を考慮すると、現状ではできるかぎり定員を増加させていくことが望ましい。そのため、民営化の推進に当たっては、引続き定員を増加させることも検討していくべきである。

(12) 民営化と延長保育 **(監査意見)** (報告書 95 頁)

現在の厳しい経済環境において保護者の就労形態は多様化しており、保育時間を延長することに対するニーズは年々高まってきている。公営の保育所は、朝夕に保育時間を延長することが難しいのであれば、やはり民営化を推進し、保護者の保育時間延長のニーズに対応していくべきである。

(13) 民営化と休日保育・一時保育 **(監査意見)** (報告書 98 頁)

休日保育及び一時保育に対応する保育所はすべて民営保育所である。また、中でも民営化された保育所の割合は高いものとなっている。民営化に際して休日保育や一時保育への対応を図るといふ事例が多いことを踏まえると、今後も民営化する保育所を増やし、多様な保育ニーズに対応する保育所を増やしていくことが必要である。

(14) 保育の質の評価基準（監査意見）（報告書 102 頁）

保育の質を評価する場合には、実にさまざまな要素がある。しかし、いうまでもないことだが、保育の質を確保するための大前提は、何よりも保育士ひとりひとりの能力や熱意であり、公民の区別なくこれらを維持向上させる環境を整備していくことが、市全体の保育の質を高めていくことにつながるのである。そのためには、研修等の保育士の能力を高めるための機会をより充実させることや、保育士ひとりひとりの能力や熱意が適切に評価されるようにしていくことが望まれる。

(15) 民営化推進のあり方（監査意見）（報告書 102 頁）

今後、市は市負担のコストを抑えながら、定員の増加、保育時間の延長及び休日保育や一時保育への対応を図り、保育サービスを充実させていくとともに、保育の質の向上を図っていかねばならない。それをなし得るためには、市が掲げるようにより柔軟で、かつ多様な保育サービスを提供することができる民間活力を活用していくことが必要であると思われる。一方、民営化に当たっては、保護者から不安の声があがることもある。それは例えば、民営である以上、運営法人が倒産して保育所の運営が継続されなくなるといった事態の可能性を考えてのことである。また、運営主体が変わることや、保育士がほとんど入れ替わってしまうことに不安を覚えることも考えられる。民営化の推進に際しては、これらのことを十分に考慮し慎重に対応していくことが必要である。そこで、市は、運営法人が倒産して保育所の運営が継続されなくなるといった事態の可能性については、運営法人選考時に公認会計士に外部アドバイザーとして財務状況をチェックさせ、運営開始後は保育所ごとに事業報告書の提出を義務付けている。また、運営主体が変わることに対する不安については、市は民営化する保育所を民営化の2年半前に公表し、じっくり時間を掛けて保護者の不安を取り除くことに努めている。さらに、保育士がほとんど入れ替わってしまうことについては、民営化に当たっては6か月間の引き継ぎ期間を設け、園児や保護者に過度に負担を与えないよう配慮することとしている。市は、多様化しながら急速に高まっている保育ニーズに対応していくために、できるだけ多くの関係者が理解できるかたちで民営化を推進し、保育サービスの充実と保育の質の向上を目指してほしいところである。

II. 指定管理委託料の実態について

(1) 指定管理化によるコスト削減（監査意見）（報告書 111 頁）

公営保育所として運営していた支出と指定管理委託料を比較すれば市としてのコスト削減効果を測定できるはずであるが、市では公営保育所ごとの運営費の把握が困難であることから、指定管理者制度移行前後での直接的な比較はできていない。現在、市全体で試算した公営保育所と民営保育所の運営経費の差に児童数を乗じた金額を削減効果として説明に用いているが、あくまで参考情報としての域を出ないものである。保育においても、在宅児童の保護者との公平性の観点から、税金が使われている以上はコストの視点も重要である。保育所運営費総額のうち保護者

の支払う保育料は約2割であり、残り8割は国と市の支出、すなわち税金により賄われている。したがって、市が民営化を進めるならば、指定管理化の前後におけるコスト削減効果を保護者等へ今まで以上に説明することが望まれる。

(2) 高コスト構造の運営 **(監査意見)** (報告書 111 頁)

他の公設民営保育所と比較して児童1人当たり支出額が高い保育所があり、上位2保育所は同じ指定管理者により運営されていた。また、これらの保育所は児童1人当たり人件費でも高いため、比較的高コスト構造による運営が行われていることが想定される。もちろん、児童1人当たりの支出が高ければ、それだけ経験豊富な職員の配置など十分な保育が行われていることも考えられるが、コストが高いままでは指定管理者制度を導入した意義が損なわれてしまう。したがって、高コストとなっている要因を調査し、必要があればより効率的な運営を促すよう指導することが望まれる。

(3) 経費見積額、予算額及び決算額の乖離 **(監査意見)** (報告書 115 頁)

指定管理委託料決定の基になる経費見積書と年間予算額、及び年間予算額と決算額に大幅に差異が生じている保育所が存在した。指定管理委託料については、原則として指定管理者の収入と支出がほぼ同じ程度になるように設定されているため、それほど大きな差異は発生しないはずである。しかも、今回はすべて収支がプラスとなる方向に差異が発生しており、運営管理費の見積りの際に、実際の経費見込み額よりも多めに見積りを行っていたものと推測される。市では、他の民営保育所の運営管理費の水準を考慮して、指定管理委託料の適切性を判断しているとのことであるが、過度に収支がプラスとなるような指定管理委託料では、税金の使い道として効率的であるか疑問が残るところである。したがって、市でも指定管理者の経費見積りの妥当性について、適切な判断ができるようにすべきであり、また次回の指定管理者の選定の際に参考となるような分析を実施し、適切な指定管理委託料が設定されるようにすべきである。

(4) 人件費支出の減額 **(監査意見)** (報告書 115 頁)

指定管理者の収支がプラスになっている要因として、主に人件費支出の減少があげられる。人件費支出が減少していることは、無駄な人件費を削減した結果とも考えられるが、場合によっては十分な経験を持った職員が相対的に不足している等の可能性も考えられる。保育現場において職員の果たす役割は非常に重要であることから、人件費の減少により民営化された保育所の保育サービスに影響が出るおそれもある。したがって、見積りと比較して著しく人件費支出が減少している場合には、なぜ減少しているのかについての調査を行うべきであり、必要があれば改善を促すことが望まれる。また、事業費、事務費についても、決算額が大きく減少している保育所があるため、大きな差異のある項目を把握・調査し、必要があれば改善を促すことが望まれる。

Ⅲ. 認可保育所の収支管理について

(1) 公営保育所における保育所別の収支管理 **(監査意見)** (報告書 120 頁)

公営保育所の施設別の収支管理について、市では予算額及び決算額について公営保育所全体として収支管理を行っており、各保育所別の収支管理を行っていないため、各保育所別に児童一人当たり支出を計算することで不効率な運営をしている保育所を把握することや、民営化による効率化等の測定ができていない。したがって、各公営保育所が効率的な運営を行っているか検証することや民営化による効果を測定するためにも保育所別の収支管理を行う必要がある。

(2) 民営保育所における保育所別の収支計算書・財務報告分析 **(監査意見)** (報告書 125 頁)

市では保育所別の収支計算書や財務報告を各運営団体から提示を受けており、収支の確認等は行っているものの、細かい分析は行っていない。しかし、大規模な保育所を整備することによる保育所運営の効率化、需要に即した定員数にし規模を縮小することによる無駄な補助金支出の削減、財務状況が悪い団体についての改善指導などの対応が可能となるため、保育所別の収支計算書や財務報告を分析することは有用である。

Ⅳ. 保育事業における委託業務について

(1) おなかま保育室に係る一括業務委託 **(監査意見)** (報告書 129 頁)

おなかま保育室事業は平成 9 年に待機児童解消対策の一環として開始され、現在に至っている。全 23 室をひとまとまりの事業と捉え、一括で財団法人又は社会福祉法人に委託されることになるため、23 室の保育室を運営できる法人は規模・ノウハウの面でも限定されることから、特命随意契約により (財) 川崎市保育会が事業開始以来委託先として選定されている。しかし、おなかま保育室を 23 室一括で保育会に特命随意契約により委託する点、及び運営を財団法人又は社会福祉法人に限定する点については積極的理由が見当たらない。おなかま保育室を一括で特命随意契約により委託することの是非及びおなかま保育室の指定を受ける者の要件については、「(仮称) 新・保育基本計画」において位置づけられている認可外保育事業の再構築の検討の中で見直しを検討することが望まれる。

(2) おなかま保育室に係る上限を超えた委託料の支払い **(監査の結果)** (報告書 132 頁)

おなかま保育室川中島が 4 月から移転したことに伴い、平成 22 年度の家賃について、要綱に定められた家賃補助の上限を超えた支出 (月額 33,872 円) が行われている。要綱に定められた範囲での支出を行うべきであり、委託料の精算時においては、当該超過額は適切に精算されるべきである。また、仮に家賃補助の上限額が適切でないと判断されるのであれば、早急に要綱の見直しを実施すべきである。

(3) おなかま保育室の委託料に係る精算報告とチェック体制 **(監査の結果)** (報告書 133 頁)

おなかま保育室の委託団体から提出される精算書は、支出に関して家賃、一般生活費、事務費、リフォーム他としての区分で保育室ごとに報告されているのみであり、委託料の支出において考慮すべき上限額等との関連性が不明確な報告である。さらに、市においても、特段内容を精査することなく支出金額のみ確認し精算を行っている状況である。適切な精算報告とチェック体制が必要である。

(4) おなかま保育室の定員超過と実績報告 **(監査の結果)** (報告書 137 頁)

家庭的環境の中で健康かつ安全に保育することを目的として、おなかま保育室の定員数は 1 室 12 人から 15 人程度と定められている。しかし、実際には 2 室を合わせて運営し、受入規模が 40 人程度の園も存在している。おなかま保育室の現在の運営状況が当該目的に合致しているのかどうかを検討し、合致していると考えられるならば要綱上の定員数の見直しを行うべきであり、合致しないのであれば、要綱上の定員数との乖離を解消すべきである。実績報告についても、現状は運営実態に即した報告が行われているのみであるため、要綱に定められた保育室(定員)単位で報告を求めるべきである。

(5) 給食調理業務委託における精白米の管理 **(監査の結果)** (報告書 139 頁)

平間乳児保育園の精白米について受払簿上の在庫記録と実計に差異があった。食材料費の実費相当を支払う市としても、受払簿を適切に記録することを業者に求めることは重要である。現在、受払簿上の在庫記録と実計に差異があった場合の措置について、業者説明会で説明を行っているものの契約書や仕様書に記載されていないため、客観的で明確な拠り所がない状況である。したがって、受払簿上の在庫記録と実計に差異が生じた場合の措置について契約書や仕様書等に明記し、それに従い実際に措置をとることが必要である。

(6) 給食調理業務委託における乳児用ミルクの管理 **(監査意見)** (報告書 140 頁)

平間乳児保育園の乳児用ミルクについて受払簿上の在庫記録と実在庫に差異があった。市から直接受け取る食材である以上、適切な受払い及び在庫管理を行い、通常消費時の記録のみならず他園からの受入れ分も記録に残し帳簿管理すべきである。

(7) 公営保育所の一般廃棄物排出量の測定 **(監査意見)** (報告書 146 頁)

廃棄物排出量の測定は、1 年間で 4 か月ごとに 3 期に区分した上で、各期の最初の 7 日間のみ実施し、7 日間の測定に基づき 4 か月間の排出量を推定している。現状の測定方法では排出量の増減要因が把握できず、排出量の実態が把握できないことから、現状の測定方法が適切かどうか疑問である。委託料と受託業者への負担のバランスを考慮して、可能な限り実態に即した排出量の算定ができる方法を検討することが望まれる。また現状、受託業者が測定した結果を報告しているのみであるが、受託業者と園の担当者の両方で結果を確認するなどの方法で、測定結果の確

からしさを補完し、市はこのような報告結果に基づく委託料の支払を行うべきである。

(8) 乳幼児健康支援一時預かり事業に係る委託料の精算及び報告書の提出 **(監査の結果) (報告書 148 頁)**

乳幼児健康支援デイサービス・エンゼル高津の平成 21 年度精算書及び事業実施報告書が監査日 (10 月 8 日) 時点で未提出となっていた。今後、市は、委託業務の適切性を確認するための当該書類を適時に提出するよう受託業者を指導するべきである。

(9) 民営化に係る引継準備用消耗品等関連委託料の範囲及び精算 **(監査意見) (報告書 150 頁)**

坂戸保育園の引継準備用消耗品等に係る委託料の支出明細を確認したところ、消耗品として認められない可能性があるものが散見された。精算時においては、適切な支出に対してのみ委託料が支払われるよう、市における支出のチェックは必要な書類が整っているかの形式的なチェックにとどまらず、支出内容が適切かどうかについて十分に実質的なチェックが行われる必要がある。

(10) 引継準備消耗品等と引継後使用する消耗品等の区分 **(監査の結果) (報告書 151 頁)**

受託業者からの委託料に係る支出明細には、引継準備用の消耗品にとどまらず引継後使用するであろう消耗品の可能性があるものが散見された。消耗品の使用目的を確認し、委託料が適切に使用されるよう改善すべきである。

V. 保育事業における扶助費及び補助金について

1. 扶助費

(1) 民間保育所第 2 運営費に係る実績報告 **(監査意見) (報告書 160 頁)**

市は、民間保育所第 2 運営費のうち扶助目的が具体的に示されている費目については、民間保育所からその費目ごとに実施状況を報告させることにより、扶助目的が達成されているかどうか等をモニタリングし、その結果を適切な支給基準の策定及び扶助費の有効性の判断に役立てることが望まれる。

(2) 地域保育園援護費における児童援護費の根拠データの確認 **(監査の結果) (報告書 163 頁)**

児童援護費の支給額について、支給額の算定に使用された人数と、園児名簿に記載された人数が整合していないものが見られた。市の担当者は人数の照合作業を行っていたが、この誤りに気付かず、当該施設への援護費は 47,000 円過大となっていた。市は、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。

(3) 地域保育園援護費における施設賠償責任保険の根拠データの確認 **(監査の結果)** (報告書 163 頁)

施設賠償責任保険に係る援護費について、運用上は上限を 7,700 円として実費を補助することとなっている。しかし、保険証書に記載された金額を読み違え、7,700 円を下回っているのに、上限の 7,700 円で援護費が支払われてしまっているものが見られた。市は、今後このような誤りが生じないように、チェック体制を強化すべきである。

(4) 施設賠償責任保険に係る地域保育園援護費の要綱上の記載 **(監査意見)** (報告書 163 頁)

援護費のより適切な支給業務を実施するためにも、運用上上限額と扱っている要綱に記載されている支給額が定額なのか上限額なのか、要綱上に明記しておくことが望まれる。

(5) 地域保育園援護費における多子減免加算の実績確認 **(監査意見)** (報告書 163 頁)

市は、要綱上に多子減免加算の趣旨を明記し、支給に当たっては支給要件の確認を行っているが、当該認定保育園がかかる減免制度を適切に適用しているかどうかを把握するため、認定保育園から保護者への減免に要した額を示す書類を事後的に提出させることが望まれる。

(6) 地域保育園及び認定保育園に対する支援のあり方 **(監査意見)** (報告書 164 頁)

認可保育所の利用者と地域保育園及び認定保育園の利用者に負担の格差がある。また、地域保育園及び認定保育園の利用についても利用者の不公平が生じないように相応の公費負担がされるべきという議論がある。市は、このような現状を踏まえ、地域保育園及び認定保育園に対する補助制度のあり方、及びその利用者に対する支援のあり方について、今後検討を行うことが望まれる。

2. 補助金

(1) 休日保育事業補助金に係る利用児童名簿の正確性の確認 **(監査の結果)** (報告書 172 頁)

市に提出された休日保育事業利用児童名簿を確かめたところ、利用実績として同一の児童を同一日に二重に記載している名簿が見られた。今後はかかる誤りの見逃しがないよう、チェックを慎重に行うことが必要と考える。

(2) 休日保育事業に係る実績報告書の正確性の確認 **(監査の結果)** (報告書 173 頁)

休日保育事業に係る補助金実績報告書において、事業収支状況として記載されている金額の合計が誤っている報告書が見られた。今後はかかる誤りの見逃しがないよう、チェック体制を見直すべきである。

(3) 一時保育事業に係る補助金の余剰等の取扱いの明確化 **(監査の結果)** (報告書 173 頁)

事業実績報告書にて、一時保育事業から発生した余剰金のうち 36 万円を、同保育所が実施する休日保育事業に補てんする旨が報告されている認可保育所が見られた。これは会計処理の誤りによるものとのことであった。市は、当該事業者の事業内容を審査し、もし適切でない補助金の運用があれば改善を求めべきである。また、この保育所に支給された補助金は約 600 万円であり、事業実績報告書にて報告されている収支差額は約 380 万円の収入余剰であるので、補助金の半額以上が余剰となっている計算である。市は、将来の不測の事態や安定的な事業運営のため当該事業に係る範囲で補助金の余剰について一定の繰越等を認める場合は、運用上で行うのではなく、要綱等に条件を明記した上で行うことが適当であると考えられる。

(4) 一時保育事業補助金の基本補助額の交付申請に際し添付する書類 **(監査意見)** (報告書 174 頁)

交付申請書に記載された申請額と申請書の添付書類である事業予算書上に記載された補助金受入予定額が整合しないものが複数見られた。市は、交付申請書に添付する書類の意義にかんがみ、事業予算書にこだわることなく申請金額の使途を適切に説明する書類を添付するよう保育所に求めていくことが必要である。

(5) 一時保育事業補助金の支給時期 **(監査の結果)** (報告書 175 頁)

一時保育事業補助金に係る申請・交付状況を確認したところ、多くの保育所からの申請が四半期ごと(7月、10月、1月、3月)に行われているにもかかわらず、いずれの四半期分についても交付決定が年度末3月31日となっており、要綱によるところの「速やかな交付決定」に照らして望ましい状況とはいえない。市は、保育所から申請があったときは速やかに補助金の交付を決定するよう努めるべきである。なお、この点平成22年度からは改善が図られているとのことであった。

(6) 補助金支給に係る執行体制の強化 **(監査意見)** (報告書 176 頁)

近年は新規事業者の急増により、事業者側にも書類の作成誤りや制度の不勉強による誤りなど、誤りが生じる可能性が高まっているといえる。また、補助金の支給件数が増加し、市の担当者の業務量が増大していると思われる。今後さらなる民営保育所の増設と、より一層の業務執行の適正化が望まれる状況下にあつては、市は、業務量を適切に把握し適正な人員を配置することが不可欠と考えられる。仮に、現在の市の扶助費・補助金の執行体制が、民営保育所の急増に対応が追いつかない状況にあるならば、市は、執行体制を強化することが必要である。

(7) 職員給与改善費の対象範囲 **(監査意見)** (報告書 185 頁)

職員給与改善費は、川崎市保育会が実施する職員処遇改善費交付事業に要する経費を補助するものであり、同交付事業は実質的には、保育会の指定する施設について、市の保育職員と同水準

の給与所得を市が保障するためのものであるといえる。平成 21 年度において、当該補助金の交付対象となったのは 24 施設であり、これは市内の民設民営保育所 61 施設のうち 40%にすぎない。また、交付対象 24 施設のうち、実際に要件に合致し交付金が支給された保育所は 11 施設、支出額合計は 82 百万円であった。民設民営保育所に勤務する職員の処遇改善を推進し、施設経営の健全化を図るという同制度は、経験ある保育士を育成し、また保育の担い手となる法人を支援していくという意味において、意義のある制度であると思われる。そのような支援が、市内の民設民営保育所に十分には行きわたっていないという現状がある。市は、民設民営保育所の運営が健全に図られるよう、運営法人等への支援のあり方について検討していくことが望まれる。

VI. 認可保育所の保育料について

(1) 保育料の設定の見直し **(監査意見)** (報告書 194 頁)

市の保育料は、他の政令指定都市と比較して、より保護者の支払能力に応じた保育料を設定している。市の保育料金額表によれば、所得税 622,500 円以上の階層が最も高い保育料を負担することになっているが、国の階層区分が 1 階層増え、所得税 734,000 円以上の階層が設定されたため、市でも早急に対応すべきである。また、支払能力の高いと想定される高所得者層から保育料を多く徴収することは、受益と負担のあり方から望ましいと考える。したがって、保育サービスに係る受益と負担の適正化の視点から、保育料の見直しを検討すべきである。

(2) 保育料の収納強化 **(監査意見)** (報告書 198 頁)

保育料に係る債権は 5 年の時効をもって消滅し、その時に不納欠損処理を行うことになる。そのため、時効によって債権が消滅しないように徴収に係る対応を早急に行う必要がある。しかし、保育料の滞納整理は、各区に照会し滞納者の状況を把握してから行うことになっているため、その時点ですでに徴収が困難となっている場合がある。したがって、滞納の初期段階での対応を速やかに行うことを可能にするため、収納業務を滞納者の状況を把握している各区に移管するなどの方策を検討する必要がある。

(3) 滞納者に対する財産調査の拡充 **(監査意見)** (報告書 199 頁)

財産調査については平成 21 年度において給与照会のみを行っている。市の「保育料滞納整理マニュアル」によれば、給与の他に債権（預貯金）や不動産、自動車、電話加入権についても関係機関に調査依頼書を送付し、照会を行うこととされている。したがって、電話加入権については、価値の下落により有効な手段とならない可能性があるが、滞納者の状況に合わせて預貯金等の照会についても実施することが望ましい。

Ⅶ. 認可保育所の入所選考について

(1) 就労先内定者と育児休暇後職場復帰予定者のランクの相違（監査意見）（報告書 205 頁）

市の「保育所入所選考基準」では、児童福祉法に基づいて「保育に欠ける」要件の判断をしており、入所決定時点において確認できる就労実績等からランク付けをしている。そのため、就労先内定と育児休暇後復帰予定を比較した場合に、前者には就労実績がないことから、後者と比較して「保育に欠ける」程度が低いと判断され、後者よりも下位のランクとなることは、現状ではやむを得ないことと思われる。しかしながら、入所日時点の状況で比較した場合に、その就労時間・日数が同等であるならば、就労先内定も育児休暇後復帰予定も同じ状況であり、さらに現在の経済情勢を加味すると、前者の方が後者よりも保育を必要とする場合もありうると思われる。したがって、その基準とする時点については、今後の国の政策の動向を注視しながら、検討をしていくことが望まれる。

(2) 居宅内就労者と居宅外就労者のランクの相違（監査意見）（報告書 205 頁）

自営の場合には「保育所入所選考基準」上、「中心者」と「協力者」の区分を設けており、その労働密度や就労内容等から見て、補助的な業務を行っていると考えられるものについては「協力者」の細目を適用することにより、居宅外就労の場合に比べてランク上劣後に扱う場合がある。これは、居宅外就労に比べて自営の「協力者」は「保育に欠ける」程度が低いと考えられるためである。ただ、自営の「協力者」で入所不承諾となった保護者の中には、なぜこのような区分が存在し、ランク上劣後に扱われるのかについて十分に理解できていないため、苦情につながる場合があると思われる。したがって、市は、居宅外就労と自営のランク上の扱いの相違について十分に保護者に説明し、理解を得られるように努める必要がある。

Ⅷ. 認可保育所職員の状況について

(1) 認可保育所の職員構成（監査意見）（報告書 212 頁）

公営保育所職員の平均年齢は高い傾向にあり、一方で民営保育所職員の平均年齢は低い傾向にある。年齢が必ずしも保育の質とイコールになるというわけではないが、あくまでも質の一部としての保育の経験という面においては年齢と相関する。したがって、民営保育所について、著しく職員の平均年齢が低い場合や、未経験の保育士の割合が高い場合で、保育の質の確保が疑わしい場合には指導するなどの対策をとることが望まれる。また、公営保育所の職員構成についても、ベテラン保育士だけでなく、若手保育士の能力をより活用するため、園ごとの職員構成のバランスを配慮することが望まれる。

(2) 勤務ローテーションの勤怠システムへの反映 **(監査の結果)** (報告書 213 頁)

保育士のローテーションは、児童の登園状況等により決定されるものであり、それが徹底されていない場合は、必要な保育士が足りないといった状況を招きかねない。今回視察した公設公営保育所では保育士 2 名の間で勤務ローテーションを交代していたが、その交代状況がシフト表には反映されていなかった。2 名の間での交代であったため、保育士の人数に変化が生じたわけではないが、ローテーションの交代があった場合には、速やかに勤怠システム上に反映すべきである。

IX. 認可保育所職員に対する研修について

(1) 必修研修のフォロー **(監査意見)** (報告書 220 頁)

現状の市のルールでは、仮に必修研修を欠席した職員や産前産後休暇等で出席できない職員に対する補講のような研修は特に存在しない。保育の質を確保するために、研修の受講は重要なものであることを考えると、市で必要と定めている研修については、できる限りの出席が望まれる。したがって、研修への出席が必須となる職員の受講をより強く促すとともに、確実に受講が行われるような方策を検討すべきである。

(2) 職員別研修履歴の把握 **(監査意見)** (報告書 220 頁)

保育課研修の受講状況について、出席者が誰であったかの把握はできるが、ある保育士がどのような研修を受講済みであるかの把握は行われていない。職員の資質向上の観点からも、各職員が過去にどのような研修を受講済みでどのような研修が未受講であるかを把握することにより、職員のスキルの現状を把握し、今後身につけるべき能力を明確にすることは、研修をより効果的にするものとする。したがって、各職員が今後受講すべき研修を把握できるような管理運営方法を検討していくことが望まれる。

(3) 民営保育所運営団体の研修状況の把握 **(監査意見)** (報告書 221 頁)

民営保育所の職員は、保育課主催の研修に参加することができるものの、保育課研修へはほとんど参加しておらず、各運営団体の研修や川崎市保育会等の研修を受講している。各職員がどの研修に参加しているかという受講状況については、民営保育所運営団体の研修体系としての全体像やメニュー内容は把握できているが、認可保育所として十分な研修が提供されているか、研修の内容が適切であるかについて、分析できていない状況にある。したがって、各民営保育所の運営団体が実施している内部研修や川崎市保育会等が主催している研修の体系を分析し、適切な研修が行われていることを確認することが望まれる。

(4) 臨時職員向けの研修 **(監査意見)** (報告書 221 頁)

公営保育所に勤務する非常勤職員については、非常勤職員向けの保育課研修が準備されているが、臨時職員向けの保育課研修は特に準備されていない。一般的には臨時職員が研修の出席職員として選定される可能性は低いと想定され、また保育課でも臨時職員の出席実態について把握していない。しかしながら、臨時職員であっても、保育士としての能力・スキルが必要であり、その資質を向上させることが求められていることには変わりはない。したがって、臨時職員は時間や期間等様々な雇用形態が考えられるため、例えば正規職員と同程度の時間で半年以上勤務している臨時職員については非常勤職員と同程度の研修を受講させるような仕組みの整備を検討することが望まれる。

X. 保育事業における資産管理について

(1) 行政財産から普通財産への変更処理の漏れ **(監査の結果)** (報告書 222 頁)

川崎市公有財産表(平成22年3月31日現在)によると普通財産となるべき「京町いづみ保育園」と「つくし保育園」の土地が行政財産の一覧に記載されていた。資産管理をする上で、行政財産か普通財産か区分することは、公設公営保育所及び公設民営保育所と民設民営保育所のどちらが使用しているか確認することができるため重要な区分である。したがって、用途変更の手続はなされていたものの、財産表にその反映がなされていなかったとのことであるから、財産表の管理を行う部局との連携を密にし、適切な事務執行に努めることが必要である。

(2) 備品の実地棚卸方法の見直し **(監査の結果)** (報告書 225 頁)

公設公営保育所において備品の実地棚卸は年1回行われている。しかし、今回視察した中野島保育園及び中野島乳児保育園では備品管理担当者が通常業務の合間を縫って行っているため、長期にわたり棚卸作業が完了できていない状況にある。備品の棚卸については、保育所の職員数人で行い、短期間で作業を終了させることで、実地棚卸の実効性が高まると考えられる。また、備品の実地棚卸を行った際、照合結果について各保育所から保育課に報告をしていないため、実際にどのように行ったか保育課は把握しておらず、照合結果についても不明である。今後は備品の棚卸マニュアルや棚卸報告書のフォーマットを作成し、保育課へ報告する体制を整備することが重要である。

(3) 公営保育所における備品の廃棄申請手続きの不備 **(監査の結果)** (報告書 226 頁)

備品の廃棄申請は、各保育所にあるノートパソコンを通じて、市の総合財務会計システムで申請を行い、決裁されてから廃棄を行うこととしている。しかし、中野島保育園及び中野島乳児保育園では、申請をせずに廃棄をしてしまうこともあり、台帳との不整合が発生している。備品については市の財産であり、また、盗難等のリスクがある資産であるため、廃棄手続のルールを徹底する必要がある。

(4) 指定管理への移行時における備品の引継ぎ手続きの不備 **(監査の結果)** (報告書 226 頁)

公設民営保育所のように指定管理者に運営を委託している場合、備品は市の資産であるが、管理は指定管理者に委託することになるため、市の備品と指定管理者の備品を明確に区分しておく必要がある。今回視察した宮前平保育園では、市の備品台帳と現物の照合を行わないまま、指定管理に移行してしまったため、市の台帳と現物の不整合が生じていた。指定管理に移行する際には、引継ぎを行う備品と台帳の照合を必ず行い、指定管理者と市の職員が共に確認することで、台帳と現物の不整合が生じないようにすべきである。

(5) 建物の老朽化に対する安全対策 **(監査意見)** (報告書 231 頁)

築年数から、公営保育所における建物の老朽化が進んでいることが推測される。建物の劣化に伴う危険箇所の把握及びそれに応じた修繕等の対応を行う等、児童の安全を確保するためにも専門業者による調査を定期的実施し、建物等の老朽化への対策を講じる必要がある。また、建物の建替を予定している保育所はすべて民営化に基づくものであり、安全面からの建替の検討がなされていないため、安全面の点から補強工事等を検討する必要がある。

(6) 安全点検チェック表の活用 **(監査の結果)** (報告書 232 頁)

安全点検を実施した結果検出された問題事項についての対応が、安全点検チェック表に記載されていない保育所があった。安全点検を行うことは事故を未然に防ぐために重要な事項であるが、顕在化している問題点に対して改善策が取られなければ、安全点検を行う意味がない。また、安全点検チェック表は、各保育所で管理しており、対応後に保育課に報告することになっているが、保管期間が決められているわけではないため処分している保育園もあり、対応状況にバラツキがみられた。保育課で対応状況のフォローを行うことや、少なくとも前年度分の安全点検チェック表については保管することが必要である。

X I . 保育所運営におけるモニタリングについて

(1) 公営保育所に係る指導監査体制 **(監査意見)** (報告書 236 頁)

指導監査が集団指導のみによっている公営保育所についても、経理事務、給食関係、苦情解決等について課題は識別されているため、内部統制上の牽制の観点からも、リスクに応じたサンプリング等による実地指導等の対応を行うことを検討する必要がある。

(2) 民営の認可保育所及びその運営主体の財務内容の確認 **(監査意見)** (報告書 236 頁)

社会福祉法人以外の運営主体については、認可保育所の設置認可の審査基準に、経済的基礎の要件が定められているが、社会福祉法人についても、設置認可について求められる水準は社会福祉法人以外の運営主体と同等であることが考えられる。また、設置当初の審査事項については、継続的にその要件を保持することが必要と考えられる。各民営保育所の決算書類の整合性の確認

を行う際、現在、市では公認会計士等の専門家を活用しているが、その際に財務安全性等に係る調査や助言等についても含めるなどして、市として民営保育所運営主体の財務安全性等に係る適時適切な担保を行うことを検討すべきと考える。

(3) 民営の認可保育所に係る指導監査体制 **(監査意見)** (報告書 237 頁)

民営保育所数の増加に伴い、指導監査の効率性を追求する一方で、指導監査の有効性を担保するために監査時間の確保・指導監査体制の強化等を検討する必要がある。

(4) 認可保育所に係る指導監査結果の指示方式 **(監査の結果)** (報告書 238 頁)

指導監査結果について、文書指示方式とするか口頭指示方式とするかの指針については、現在、過去の指導結果等によっているとのことであるが、国の基準「児童福祉施設最低基準」や「川崎市民間保育所運営基準」に明らかに沿っていない状況が把握された場合は、その重要性にかんがみて文書による指摘を行うべきと考える。また、上記指針については、保育所利用者の視点に立った客観性のある指針が望まれる。なお、この点については、指導監査基準の作成を目指しているとのことである。

(5) 認可保育所に係る指導監査結果の活用 **(監査意見)** (報告書 239 頁)

各保育園の課題発見や自主改善への取り組みに資するため、とりまとめた指導監査結果は、報告書をホームページ上に掲示するにとどめず、改善事例等の好事例や指示事項の共有など、当該認可保育所以外の利用に供することも有用と考えられる。

(6) 認可外保育施設及びその運営主体の財務内容の確認 **(監査意見)** (報告書 242 頁)

財務内容の確認に関して、認可外保育施設のうち、少なくとも設置要件に経済的基盤の項目があるかわさき保育室については一定の財務健全性等の指標を定めて継続的な指導を行うべきである。

(7) 認可外保育施設に係る立入調査体制 **(監査意見)** (報告書 243 頁)

認可外保育施設に対する立入調査については、認可保育所の実地指導監査と比較して人員や時間的な制約から十分な確認が困難な状況も想定される。指導監督の効率性を追求する一方で、指導監督の有効性を担保するために監査時間の確保・指導監督体制の強化等を検討する必要がある。

(8) 認可外保育施設に係る改善指示事項の開示方法等 **(監査意見)** (報告書 243 頁)

認可外保育施設の指導監督の結果について、現在は発生した改善指示事項の件数の開示にとどまっているが、利用者の視点からは、改善指示事項の重要度を示す区分についても情報を公表することが望ましい。

(9) 第三者評価の参加推進 **(監査意見)** (報告書 245 頁)

特に実施率が低い(直近4年間の累計の実施率29.5%、回転期間13年)民設民営の認可保育所について、第三者評価の参加が促されるような推進策が必要と考える。

(10) 第三者評価結果の適時開示 **(監査の結果)** (報告書 246 頁)

第三者評価結果の公表等、市のホームページ情報の更新が遅延しているが、利用者の適切なサービス選択に資する情報となるためには、適時に更新、公表を行うべきと考える。

(11) 第三者評価結果の活用 **(監査意見)** (報告書 246 頁)

利用者の適切なサービス選択に資する情報として、例えば、ホームページのリンクや検索機能等を工夫するなどして、利用者が評価結果や特色を考慮して認可保育所の選択ができるような、よりわかりやすい情報開示を行うことも考えられる。また、問題点等の把握を通じた福祉サービスの質の向上の面では、好事例や指摘事例の共有など、第三者評価の実施により得た情報を、当該認可保育所以外に活用させることも有用と考えられる。

XII. 待機児童について

(1) 認可保育所の整備計画の再考の必要性 **(監査意見)** (報告書 259 頁)

市は待機児童を解消するため、認可保育所の整備による定員増という施策をとっている。しかし、「保育緊急5か年計画」の見直し後の初年度において既に待機児童は減少するどころか増加する結果となっている。すなわち、平成22年4月1日現在において待機児童数は前年と比較すると363人増加し、1,076人に上っている。整備計画を策定するに際しては、待機児童の発生要因を踏まえ、大規模住宅開発等による急激な人口増にも対応できるよう、効率的かつ効果的に保育所を整備することが望まれる。また、短期的には、平成22年度の整備計画における民間事業者活用型保育所の定員枠690人を可能な限り待機児童が多く発生している区に配分する必要がある。なお、「(仮称)新・保育基本計画」の推進に当たっては、本報告書に記載した横浜市、大阪市をはじめ他都市等における待機児童解消策や、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」及び「待機児童ゼロ特命チーム」の今後の動向などにも十分留意することが望まれる。

XIII. 多様な保育事業について

(1) 2時間延長保育の整備 **(監査意見)** (報告書 264 頁)

市は、すべての保育所で2時間延長事業を実施するまでは無理にしても、地域ごとの利用者のニーズを把握し、財源の制約もある中で、できるだけ地域ごとの利用者のニーズにこたえるよう留意しながら、2時間延長を実施する保育所の整備を計画していくことが望まれる。

(2) 休日保育事業の整備 **(監査意見)** (報告書 266 頁)

地域ごとに事業状況が異なるのは利用者の利便性に影響することから、休日保育がまったく実施されていない麻生区内の保育所における実施が望まれる。

(3) 一時保育事業の整備 **(監査意見)** (報告書 267 頁)

市にあっては、民営保育所の新築に併せての整備ということで難しい面もあるが、財源の制約もある中で、より効果的に地域のニーズにこたえるよう留意しながら、一時保育事業の整備を進めていくことが望まれる。

(4) 特別保育に対する需要の把握・事業効果の検証 **(監査意見)** (報告書 268 頁)

効果的・効率的な事業展開のため、また長期的視野に立った計画策定のためにも、延長保育や一時保育といった特別保育事業の利用状況等の実態把握が体系的になされることが望まれる。

(5) 多様化する保育ニーズへの対応における市の役割 **(監査意見)** (報告書 269 頁)

市における特別保育事業は主に民営保育所により提供されており、公営保育所による部分は少なくなっている。このような中で市は、公営保育所の経験も生かしながら、多様化する保育ニーズに適切にこたえるよう民営保育所に対する支援を充実していくことが望まれる。

(6) 認可保育所及びおなかま保育室とかわさき保育室の保育料格差の軽減 **(監査意見)** (報告書 274 頁)

平成 21 年度においてかわさき保育室が設定している保育料の平均金額は、1 歳児 54,750 円、2 歳児 53,375 円、3 歳児 49,250 円であり、認可保育所の平均 26,830 円や、おなかま保育室の平均 25,688 円に比較して高額である。また、かわさき保育室の保育料は上限 (59,600 円) の設定があるのみであり、世帯所得に応じて増減する認可保育所やおなかま保育室の保育料とは差がある。市は、今後認可外保育事業の再構築を検討する中で、負担のあり方について検討することが望まれる。

(7) かわさき保育室の事業運営状況の把握 **(監査意見)** (報告書 275 頁)

市は、平成 21 年度のかわさき保育室全 7 園のうち、収支差額がマイナスとなっている 3 園に対して、事業継続の観点から、適時適切なモニタリングにより、課題の有無を把握することが望まれる。

(8) おなかま保育室とかわさき保育室の今後のあり方 **(監査意見)** (報告書 278 頁)

おなかま保育室とかわさき保育室はいずれも低年齢児を対象とした待機児童解消のための施設であるが、待機児童対策のための複数の制度が存在する点は利用者にとってわかりにくさを否定できない。市は、おなかま保育室とかわさき保育室の今後のあり方について、認可外保育事業

の再構築のなかで検討していくことが望まれる。

(9) 認定保育園及び地域保育園運営事業者の経験等の活用 **(監査意見)** (報告書 279 頁)

市は、限られた予算のなかで充実した保育事業を展開するために、認定保育園及び地域保育園の運営事業者の既存の経験やリソースを把握し、最大限有効活用するよう工夫していくことが望まれる。

(10) 家庭保育福祉員制度の整備運用 **(監査意見)** (報告書 281 頁)

福祉員は、通常補助者を雇っているものの、ひとりで児童を預っている時間帯もあり、その時間帯に他の手助けを必要とする場面が生じた場合、保育の知識がある者や他の保育施設等に即時に頼れる環境がないと不安であろうし、何より児童に十分な保育が行えないおそれがある。このような不安要素をできる限り排除して安心して保育が行えるよう、緊急時の対応策について、例えば関連する要綱や契約書上に明記し活用できるようにするなどの整備運用が望まれる。

XIV. 地域療育センターの管理運営について

(1) 地域療育センターの専門医の配置と施設整備の推進 **(監査意見)** (報告書 291 頁)

市は、急増する発達障害児等に対し、平成 22 年 4 月に西部地域療育センターを新設したが、西部の新設により所管が縮小したのは中部地域療育センターと北部地域療育センターであり、南部地域療育センターの所管には変更はない。依然として発達障害児等に対し十分な療育がなされていない可能性がある南部所管内の発達障害児等に対する十分な支援について検討する必要がある。また、発達障害児の診断ができる児童精神科及び小児神経科等の専門医は、西部の児童精神科の医師を除き、すべて非常勤となっているため、各地域療育センターにおける児童精神科及び小児神経科等の専門医の適切な配置についても検討する必要がある。さらに、老朽化が進んでいる南部については川崎市立高校への移転整備を行う方針となっており、中部についても平成 23 年度の開設に向けて新設園舎の施設整備が進められているので、既に検討されている方針及び策定されている計画に沿って施設整備を確実に推進することが望まれる。

以上